

公益社団法人 日本地すべり学会 定款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益社団法人日本地すべり学会と称する。
2 この法人の英語名は、The Japan Landslide Society とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 この法人は、第31条に定める理事会（以下「理事会」という。）の決議によって、必要な地に支部を設け、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、地すべり等の斜面変動及びこれに関連する諸現象の研究ならびに当該諸現象に起因する災害の防止対策に関する研究者及び技術者相互の交流を図り、その有機的な連携のもとに学術的、総合的な調査研究に関する事業を行い、その成果を広く内外に公表し、もって科学技術の振興とより安全な地域環境の実現を目指し、国民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 斜面変動及びこれに関する諸現象ならびにその災害防止対策に関する調査、研究、受託及び助成
 - (2) 斜面災害の発生時の緊急調査とそこで得られた知見の公開
 - (3) 学会誌及び学術図書の発行
 - (4) 研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
 - (5) 内外の関連学協会との学術交流及び協力
 - (6) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (7) 広く一般国民を対象とした普及講演会等の開催

- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の実施
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1)正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2)学生会員 この法人の事業に賛同して入会した学生(大学、大学院、短期大学、高等専門学校及びこれに準ずる学校を含む。)
- (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4)名誉会員 第51条に定める日本地すべり学会規則(以下「規則」という。)により、この法人に特に功労があり、理事会において推薦され、かつ、第15条第2項で定める社員総会(以下「社員総会」という。)において承認された個人であって、本人が名誉会員となることを承諾した者
- 2 学生会員、賛助会員及び名誉会員は、第11条に定めるところにより、代議員(以下「代議員」という。)を選出するための選挙における選挙権及び被選挙権ならびに役員となる資格を有しない。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、規則に定めるところにより入会申込書を第27条に定めるこの法人の会長(以下「会長」という。)に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第7条 正会員、学生会員及び賛助会員は、この法人に会費を納入しなければならない。当該会費の納入にあたって必要な事項は規則に定める。
- 2 名誉会員は、会費を納めることを必要としない。
- 3 会費は前納とし、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、規則に定めるところにより退会届をこの学会の会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第11条で定める社員(以下「社員」という。)は、社員総会において、当該会員を除名する議決をもとめることができ、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決に基づき、この法人は、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に当該社員総会の日から1週間前までに当該議決が行われる旨を通知するとともに、当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会員がこの法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、第9条に定めるところによらず、会員は、この法人の会員たる資格を喪失する。

(1) 第7条の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 全ての社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 代議員及び社員

(代議員の選出等)

第11条 この法人は、規則に定めるところにより実施する正会員による選挙(以下「代議員選挙」という。)により、正会員の中から選出された代議員を社員とする。

2 代議員選挙における代議員候補者は、概ね正会員20名の中から1人の割合をもって選定する。(端数の取扱いについては理事会で定める。)

3 正会員(すでに代議員である者を含む。以下、本条において同じ。)は、代議員選挙に立候補することができる。

4 代議員選挙において、立候補した正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選挙する権利を有しない。

5 代議員選挙は、2年に1度、3月に実施する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、代議員選挙で選出された日から次の代議員選挙終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員

の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）ならびに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

- 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出するための選挙（以下「補欠選挙」という。）を行うことができる。補欠選挙にあたっては、第11条第2項及び第3項を準用する。
- 4 代議員が欠けたために実施された補欠選挙によって選出された代議員の任期の終期及び、代議員の員数を欠くこととなるときに備えて実施された補欠選挙によって選出された者が、代議員が欠けた場合に補欠として代議員となることのできる期限は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 5 補欠の代議員を選挙する場合には、理事会は、次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 6 第3項の補欠選挙の結果が効力を有する期間は、選任後最初実施される第1項の代議員選挙終了のときまでとする。

（代議員の報酬）

第13条 代議員は、無報酬とする。

（正会員の権利）

第14条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）及び第52条第

- 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 理事及び監事は、その職務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第 5 章 社員総会

（構成）

- 第 15 条 この法人の社員総会は、全ての社員をもって構成する。
- 2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

（種別）

- 第 16 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。通常社員総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

（決議）

- 第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。
- 2 社員総会の決議（この定款に定めのあるものを除く。）は、総社員の議決権（第 23 条に定める書面をもって行使された議決権（以下「書面議決権」という。）及び出席した社員に同条に定める委任がなされたもの（以下「委任議決権」という。）を含む。）の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権（書面議決権及び委任議決権を含む。）の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権（書面議決権及び委任議決権を含む。）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の解任
 - (2) 役員解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 4 第25条に定める役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第25条に定めるところの定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 5 理事会は、社員総会の議事の要領及び決議した事項を、遅滞なく全ての会員に通知する。

(開催)

- 第18条 通常社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に理事会の決議に基づき開催する。
- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当するに至ったときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の議決権の10分の1以上から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に対し、招集の請求があったとき
 - (3) 役員が第25条に定めるところの定数に足りなくなるとき

(招集)

- 第19条 社員総会は、理事会の決議により会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号に定めるところにより請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに代議員に通知する。

(議長)

- 第20条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(決議事項)

- 第21条 この法人の社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (3) 役員を選任又は解任
 - (4) 会員の除名又は社員たる地位の解任
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(定足数)

第22条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開催することができない。

(書面決議及び議決権の委任)

第23条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は書面をもって他の社員を代理人として議決権を委任することができる。

2 前項の場合における第17条および第22条の適用については、その社員は議決権に算入したものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法務省令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条における議事録の作成に係る職務を行った者として、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------|
| (1) 理事 | 15名以上20名以内 |
| (2) 監事 | 1名又は2名 |

(役員を選任)

第26条 この法人の役員は、規則に定めるところにより実施する社員による選挙(以下「役員選挙」という。)により、正会員の中から選出されたものの中から社員総会の決議により選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係がある者の合計数は、理事の総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互にその配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係があってはなら

ない。

- 6 監事には、使用人である者及びその他これに準ずる相互に密接な関係にあるものが含まれてはならない。

(役員の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款又は社員総会の決議に基づき、この法人の職務を執行する。

- 2 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 会長を法人法第 9 1 条第 1 項第 1 号で定める代表理事とし、副会長及び専務理事を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号で定める業務執行理事とする。
- 4 会長は、この法人を代表し、業務を執行する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 7 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 8 監事は、この法人の事業および財産に関し、次の各号に規定する職務を執行する。
 - (1) この法人の財産及び会計の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は社員総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。
- 9 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 役員の任期の始期は当該役員が選任決議された時とし、終期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたとき、社員総会において、補欠の役員を選任する。
- 3 前項の規定により補欠の役員として選任された者の任期の終期は、欠けた役員の任期の終期と同じとする。
- 4 役員は、第 25 条に定めるところの定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 17 条第 3 項第 2 号に定めるところにより社員総会の議決によって当該役員を解任することができる。この場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員の報酬)

第 30 条 役員は、無報酬とする。

第 7 章 理 事 会

(設置)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

(構成)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会開催の日時及び場所
 - (2) 社員総会に付議すべき事項
 - (3) 社員総会で決議した会務の執行に関する事項
 - (4) その他、社員総会の決議を要しない会務に関する事項
- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次のいずれかに該当するに至ったときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に対し、招集の請求があったとき
- (3) 第27条第8項第4号により、監事から招集の請求があったとき
- (4) 会長、副会長、専務理事又は監事が欠けたとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第34条第3項第2号又は同第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 会長により、臨時理事会が遅滞なく招集されない場合、あるいは会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事あるいは各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故がある時は、あらかじめ会長が指名した順序によって、副会長がこれにあたる。

(定足数と決議)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上をもって開催することができる。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるところによるもののほかは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 会務分掌

(事務局の設置)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。
- 2 事務局に所要の職員を置く。
 - 3 事務局職員の任免は、会長が行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、規則に定めるところによる。

(部及び支部等)

- 第40条 この法人は、業務の円滑な執行を図るため、理事会の決議に基づき、事務局の下に部及び支部ならびに委員会を置くことができる。
- 2 部及び支部ならびに委員会の運営等に関する事項は、規則に定めるところによる。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

- 第41条 この法人の基本財産は、公益目的事業を執行するために不可欠なものであり、理事会で定めたものとする。
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 会長は、この法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けた上で、直近の通常社員総会に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 会長は、この法人の事業報告及び決算のため、毎事業年度の終了後に、次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 会長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類を通常社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（会計原則等）

- 第 4 5 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、規則に定めるところによる。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、規則に定めるところによる。

第 1 0 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第 4 6 条 この定款は、第 1 7 条第 3 項第 3 号に定めるところにより、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

- 第 4 7 条 この法人は、第 1 7 条第 3 項第 4 号に定めるところにより、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に定めるところの法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に定める法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補 則

(規則)

第51条 この定款を施行するにあたり必要な事項は、公益社団法人日本地すべり学会規則に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定めるところにより公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、檜垣大助とする。副会長は、落合博貴及び新屋浩明とする。専務理事は、後藤聡とする。監事は、末峯章及び富田陽子と

する。

- 3 整備法第106条第1項に定めるところにより特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該設立の登記を行った年度の直近の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を当該設立の登記を行った年度の事業年度の開始日とする。

公益社団法人 日本地すべり学会 規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会（以下「学会」という。）定款（以下「定款」という。）第51条に基づいて本規則を定める。この学会の機構、事業の運営、会務の分掌、職制等の定款を施行するにあたり必要な事項は、この規則に定める。

(規則の変更)

第2条 この規則の変更は、理事会の決議を要する。

(細則への委任)

第3条 この規則を施行するにあたり必要な事項は、細則に定める。

第2章 会 員

(入会)

第4条 定款第6条の規則に定めるところとは、この条の定めるところによる。

- 2 この学会に入会しようとする個人又は団体は、書面あるいは電磁的方法により、入会申込書に会費を添えて、この学会の会長に提出しなければならない。
- 3 この学会に入会しようとする団体は、この学会に対する代表者を定めて入会申込書に記載しなければならない。
- 4 個人の入会申込書の記載事項は以下のとおりとする。入会申込書の書式は任意とする。
 - (1) 会員の種別
 - (2) 所属希望支部
 - (3) 氏名、性別、生年月日
 - (4) 住所、自宅電話番号、自宅ファックス番号
 - (5) 職業、勤務先（部署名、職位含む。）及びその所在地、勤務先の電話番号及びファックス番号
 - (6) 電子メールアドレス
- 5 団体の入会申込書の記載事項は以下のとおりとする。入会申込書の書式は任意と

A0-2

する。

- (1) 会員の種別
 - (2) 所属希望支部
 - (3) 団体名及び業種
 - (4) 所在地、電話番号（連絡先）及びファックス番号（連絡先）
 - (5) 代表者名及び職位
 - (6) 電子メールアドレス
- 6 理事会において入会を承認したときは、第17条第4項に定める事務局長（以下「事務局長」という。）は第5条に定める会員名簿（以下「会員名簿」という。）に登録し、かつ、所属支部及び本人にその旨を通知する。
- 7 会員の資格は、理事会で入会を承認された日から発効する。
- 8 会員には会員証を発行する。会員は本会が開催する事業、行事等に参加する場合は会員証を携行し、必要な場合にはそれを提示しなければならない。団体の場合は、代表者に対して会員証を発行する。

(会員名簿)

第5条 この学会に、会員名簿を備える。

- 2 会員名簿の記載事項は、第4条第4項又は第5項とする。
- 3 会員名簿の記載事項に変更があった場合には、事務局長が当該事項を変更し、かつ、所属支部にその旨通知する。
- 4 会員名簿は事務局長が管理する。

(変更届)

第6条 会員は、会員名簿の記載事項について変更があった場合、当該事項を記載した変更届をすみやかに事務局に提出しなければならない。変更届の書式は任意とする。

(正会員団体の代表者)

第7条 正会員団体が社員に選出された場合は、会員名簿に記載されている代表者が社員の権利を持つ。

- 2 正会員団体が役員に選出された場合は、会員名簿に記載されている代表者が役員
の権利を持つ。

(会費及び会員の特典)

第8条 定款第7条の規則に定めるところとは、本条から第10条に定めるところによる。

- 2 定款第7条第1項の定めにより、会員は定款第5条第1項に定めるところの会員の種

A0-2

別に応じて下表に示す会費を納入しなければならない。ただし、定款第7条第2項の定めにより、名誉会員からは会費を徴収しない。

種 別	会費年額	備 考
正会員	10,000 円/人	個人、団体
学生会員	3,000 円/人	
賛助会員（個人）	15,000 円/口	1 口以上の整数口
賛助会員（団体）	50,000 円/口	同 上
名誉会員	—	

- 3 名誉会員は、理事会での推薦時に70歳以上であり、かつ、表彰受賞者又は学会活動を通して社会への貢献を認められた者を対象とする。
- 4 正会員の中から名誉会員として承認された者は、正会員から名誉会員へ種別変更の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。
- 5 非会員の中から名誉会員として承認された者は、定款第6条に定めるところの会員資格の取得に係わる手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。
- 6 会員は学会活動において以下の便宜が供与される。
 - (1) この学会の主催する研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会、意見交換会ならびに各種報告会に参加し、研究成果を公表できる。
 - (2) この学会の発刊する学会誌（隔月）を受領できる。
 - (3) 学会ホームページから最新の技術情報を入手できる。
 - (4) 既刊学会誌（電子ジャーナル）を閲覧できる。
 - (5) 技術研鑽の場である各種技術委員会及び研究委員会に参画できる。
 - (6) メールアドレスを登録することにより、この学会ならびに関連学術団体の行事や技術情報等を受信できる。
 - (7) 学会に対する貢献度及び研究成果に応じて学会賞受賞の機会を得る。

（会費の納入及び会費の減免）

第9条 会費は、事業年度ごとに前納とし、毎年度3月31日までとする。

- 2 年度途中で入会した者の会費は、全額納付とする。
- 3 自然災害により被災した会員については、次年度会費の減免を行うことができる。減免の可否等については理事会の決議によりこれを定める。
- 4 年度の開始時に65才以上であってかつその時点で10年以上正会員であったものは、次の各号に定めるところにより、年会費の減免を受けることができる。ただし、毎年度ごとに会員継続の意向確認を行うため、学会事務局にメールアドレスを登録することを条件とする。
 - (1) 会費減免を受ける意向を届け出たものに対しては、正会員の会費の半額

A0-2

を減免する。

- (2) 永年会費として5万円（65才以上の場合）を一括納入したものに対しては、当該一括納入した年度以降、正会員の会費の全額を減免する。
- (3) 永年会費として3万円（70才以上の場合）を一括納入したものに対しては、当該一括納入した年度以降、正会員の会費の全額を減免する。

(退会)

第10条 定款第8条の規則に定めるところとは、この条の定めるところによる。

- 2 この学会を退会しようとする個人又は団体は、書面あるいは電磁的方法により、会員の種別を記載した退会届をこの学会の会長に提出し、併せて会員証を返却しなければならない。退会届の書式は任意とする。
- 3 退会届を受理したときは、事務局長は会員名簿から抹消し、かつ、所属支部にその旨を通知する。
- 4 会員の資格は、退会届を会長が受理した日から失効する。

第3章 代議員及び社員

(代議員選挙)

第11条 定款第11条の規則に定めるところとは、本条から第13条に定めるところによる。

- 2 この学会は、代議員の選挙に関して、代議員選挙細則を定める。
- 3 代議員は、代議員選挙細則に定めるところにより、第41条に定める選挙管理委員会が管理する選挙で、正会員の投票により選定する。

(代議員候補者)

第12条 代議員選挙における代議員候補者は、正会員19名以上、21名以下の中から1人の割合をもって選定する。

(代議員の欠員)

第13条 代議員が欠員となったときは、定款第12条第3項、同第4項、同第5項及び同第6項に基づき選定する。

第4章 役員

(役員選挙)

A0-2

第14条 定款第26条の規則に定めるところとは、本条から第16条に定めるところによる。

- 2 この学会は、役員選挙に関して、役員選挙細則及び役員候補者推薦細則を定める。
- 3 役員は、役員選挙細則に定めるところにより、第41条に定める選挙管理委員会が管理する選挙で、代議員の投票により選定する。

(役員候補者)

第15条 第42条に定める役員候補者推薦委員会は、役員候補者推薦細則の定めるところにより役員候補者を選定する。

(役員欠員)

- 第16条 会長、副会長、専務理事が欠員となったときは、定款第28条第2項、同第3項、定款第33条第2項第3号及び第34条第3項第4号に基づき選定する。
- 2 会長、副会長、専務理事以外の役員に欠員が生じ、かつ役員定数を下回るときは、定款第28条第2項、第3項に基づき選任する。

第5章 事務局及び部

(事務局)

- 第17条 定款第39条第4項の規則に定めるところとは、本条に定めるところによる。
- 2 定款第39条による職員を以て、事務局を構成する。
 - 3 事務局は、会長、副会長、専務理事の指揮を受ける。
 - 4 事務局における事務の責任者として事務局長をおく。
 - 5 事務局は、専務理事の指示の下、内外の関連学協会との連絡及び協力、ならびに各部、各支部及び各委員会との連絡調整にあたる。
 - 6 事務局は、金銭及び物品の出納、保管、財産管理等、その他一般経理に係わる事項、渉外に係わる事項ならびに部に属さない一般庶務に係わる事項を掌る。
 - 7 事務局の運営に関する事項については、事務局運営細則に定める。

(部の構成)

- 第18条 定款第40条第2項の部の運営等に関する事項について、規則に定めるところとは、本条から第24条に定めるところによる。
- 2 この学会は、会務を分掌するために事務局の下に総務部、編集出版部、研究調査部、事業計画部及び国際部の5部を置く。

A0-2

(総務部)

第19条 総務部は、社員総会及び理事会に係わる事務、広報及びホームページの管理運営に係わる事項、予算、決算、定款、規則、細則及びその他法規に係わる事項を掌る。

- 2 総務部は、総務部運営細則、会計細則、基本財産管理細則、特定費用準備資金取扱細則、国内旅費細則、海外旅費細則、職員俸給細則、職員退職金支給細則、職員就業細則、会議運営細則、文書細則、発注関係事務処理細則及び広報細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(編集出版部)

第20条 編集出版部は、日本地すべり学会誌及びその他刊行物の編集、出版、頒布、図書及び資料の収集保管、ならびに学会誌編集委員会及び出版委員会に係わる事項を掌る。

- 2 編集出版部は、編集出版部運営細則及び出版細則に定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(研究調査部)

第21条 研究調査部は、地すべり等の斜面変動に関する調査研究及びこれらについての受託のほか、緊急災害調査、調査、研究開発の助成、規格及び基準等に係わる事項を掌る。

- 2 研究調査部は、研究調査部運営細則、土砂災害緊急調査細則、研究委員会助成細則及び受託業務取扱細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(事業計画部)

第22条 事業計画部は、研究発表会、シンポジウム、講習会、講演会、現地見学会及び普及講演会等に係わる事項を掌る。

- 2 事業計画部は、事業計画部運営細則及び研究発表会実施細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

(国際部)

第23条 国際部は、国際学会会議、国際研究集会、国際交流活動及び学会誌への国際地すべりニュース等の情報の提供に係わる事項を掌る。

- 2 国際部は、国際部運営細則の定めるところにより前項の事項を実施し、円滑な事業運営を図る。

A0-2

(部役員)

第24条 部に部長（1名）を置く。

- 2 部長は、理事の中から理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 部長は、理事会の議決に従い、部の所掌事務を統括する。
- 4 部長は、必要あるときは、副部長（1～2名）及び部員を置くことができ、会長がこれを委嘱する。
- 5 副部長及び部員は、会員の中から選任する。
- 6 副部長及び部員は、部長の命令を受け、分掌事項を処理する。
- 7 部長、副部長及び部員の任期は、会長が委嘱した日から2年間とし、再任を妨げない。

(部の活動報告)

第25条 部長は、部の活動内容について、通常理事会において報告しなければならない。

第6章 支 部

(支部運営)

第26条 定款第40条第2項の支部の運営等に関する事項について、規則に定めるところとは、本条から第34条に定めるところによる。

- 2 この学会は、支部運営細則の定めるところにより、支部の円滑な事業運営を図る。

(支部区域)

第27条 この学会は、定款第2条第2項に定めるところにより、次の所轄区域に支部を置く。

支 部	所 轄 区 域 （都道府県）
北海道	北海道
東 北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
新 潟	新潟
関 東	群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉、山梨
中 部	富山、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
関 西	福井、滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、鳥取、広島、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄

A0-2

(支部区域の変更、増設又は統合)

第28条 会長は、理事会の決議を経て、支部の所轄区域を変更し、支部を増設し、又は統合することができる。

(支部の機能)

第29条 支部は、定款第3条の目的をこの学会が達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 会務に関することを、支部に所属する会員に伝達すること。
- (2) 会務の執行について、理事会が委嘱した又は承認した事項を行うこと。
- (3) 支部に所属する会員の意見を理事会に申達すること。
- (4) 支部に所属する会員相互の交流を図ること。
- (5) その他支部総会及び支部役員会で定めた事項を行うこと。

(会員の所属支部)

第30条 会員は、第4条第4項第2号又は第4条第5項第2号の事項を記載することにより、希望する支部に所属することができる。ただし、特に希望がない場合は、次の所属とする。

- (1) 個人の場合、当該会員の住所を管轄区域とする支部
 - (2) 団体の場合、当該会員の代表者の住所を管轄区域とする支部
- 2 前項の規定にかかわらず、海外在住の会員は、この学会の主たる事務所の存する区域を所轄する支部の所属とする。

(支部の構成)

第31条 支部は、当該支部に所属する正会員により構成する総会（以下「支部総会」という。）により運営する。

- 2 支部に次の支部役員を置く。

役 位	定 員
支部長	1名
副支部長	1～4名
支部監事	2名

(支部役員を選任)

第32条 支部の役員は、支部総会において選任する。

(支部役員の職務)

A0-2

第33条 支部長は、支部を代表し、支部に属する業務を執行する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、かつ支部長に事故があるときその職務を代行する。
- 3 支部監事は、支部の会計及び支部役員の業務執行状況等を監査する。

(支部の経費)

第34条 支部の経費は、その活動を支えるために本部より配分される予算をもって仮払い金として支弁する。

(理事会への報告義務)

第35条 支部長は、支部の活動について、通常理事会において報告しなければならない。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第36条 定款第40条第2項の委員会の運営等に関する事項について、規則に定めるところとは、本条から第40条に定めるところによる。

- 2 この学会は、業務遂行上必要あるときは、理事会の決議を経て、特定の事項に係る調査又は審議を行う委員会を、理事会、部又は支部の下に設ける。

(委員の選任)

第37条 委員は、当該委員会を所管する理事会、部又は支部が会員の中から選定し、理事会で承認し、会長が委嘱する。

- 2 前項に規定する選定にあたり、当該委員会を所轄する理事会、部又は支部は、委員を会員から公募することができる。

(委員会の構成及び職務)

第38条 委員会に委員長1名をおき、必要に応じ副委員長1名ならびに幹事若干名を置くことができる。

- 2 委員長、副委員長及び監事は、委員の互選によって選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の事務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、これを代理する。幹事は、委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(委員会の招集及び報告義務)

A0-2

第39条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会における調査審議の経過及び結果を書面で通常理事会に報告し、承認を得なければならない。

(委員の任期)

第40条 委員の任期は、会長が委嘱した日から2年間とし、再任を妨げない。

(委員会の廃止)

第41条 理事会は、委員会における調査審議の経過及び報告を審議し、委員会の廃止を決議する。

(選挙管理委員会の設置)

第42条 この学会は、定款第11条第2項に基づく代議員選挙に係わる事項ならびに定款第26条第1項に基づく役員選挙に係わる事項を掌る選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙細則ならびに役員選挙細則の定めるところにより前項の事項を実施する。

(役員候補者推薦委員会の設置)

第43条 この学会は、定款第26条第1項に基づく役員を選任に係わる事項を掌る役員候補者推薦委員会を設置する。

- 2 役員候補者推薦委員会は、役員候補者推薦細則の定めるところにより前項の事項を実施する。

(表彰委員会の設置)

第44条 この学会は、定款第4条第1項第6号に基づき、研究の奨励及び研究業績の表彰に係わる事項、及び名誉会員に係わる事項を掌る表彰委員会を設置する。

- 2 表彰委員会は、表彰細則の定めるところにより学会賞候補者を選考し、理事会に推薦する。
- 3 表彰委員会は、名誉会員候補者を選考し、理事会に推薦する。

第8章 会 計

(会計処理と運用)

第45条 定款第45条第2項の規則に定めるところとは、本条から第53条に定めるところによる。

A0-2

- 2 会計に関する規則の実施においては、別に定める会計細則によらなければならない。
- 3 この規則及び会計細則に定めのない会計処理については、会計細則に定める経理責任者の決済を得て、会長の承認を得て行うものとする。

(会計経理の総括責任者)

第46条 会長は、会計経理に関する総括責任者とする。

(会計経理の方法)

第47条 この学会の会計経理の方法は、複式簿記の原則によることとし、収益勘定、費用勘定に区分して経理しなければならない。

(収支予算案及び事業計画案の作成、提出)

第48条 総務部長は、各部、各支部の要求その他の資料によって、毎年2月末日までにこの学会の翌年度収支予算案及び事業計画案を作成し、会長に提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、前条の収支予算案及び事業計画案を調査審議し、定款第43条により翌年度の事業計画ならびに収支予算について理事会の議決を経て、通常社員総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 事業報告及び決算は、定款第44条第1項に基づき実施する。

- 2 通常社員総会で報告した事業報告及び事業報告の附属明細書ならびに承認を得た貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)等は、通常社員総会の終了後3ヶ月以内に行政庁に報告しなければならない。

(収入ならびに支払)

第51条 専務理事は、収入ならびに支払業務を掌る。ただし、専務理事が欠員の場合は、会長の命により総務部長がその業務を掌る。

(現金出納保管)

第52条 事務局長は、現金の出納保管の事務を行う。

- 2 専務理事は、現金支払のため、事務局長に資金を前渡することができる。

A0-2

(会計事務の取扱手続)

第53条 会計の帳簿組織、決算書類の作成等、会計事務等の取扱手続は、会計細則及び基本財産管理細則に定めるところにより行う。

第54条 定款第45条第3項の規則に定めるところとは本条を言う。

- 2 特定費用準備資金の取扱いは、認定法施行規則に基づいて行い、その事務手続きについては、特定費用準備資金細則に定める。

第9章 会誌等刊行物

(学会誌)

第55条 この学会は、「日本地すべり学会誌」を発行し会員に配布し、その一部を市販することができる。

(印刷物の刊行)

第56条 学会誌以外の印刷物の刊行は、理事会の決議を経なければならない。

(刊行物の寄贈先)

第57条 学会誌その他の刊行物の寄贈先は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款施行の日以降最初の代議員選挙までの代議員の定数は71名とする。

附則（平成25年8月28日理事会決議）

この規則は、平成25年8月28日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則（平成27年5月15日理事会決議）

この規則は、平成27年5月15日に一部改定したもので、同日から施行する。